

岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱

下線部が改正部分

(新)	(旧)
<p>岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助金の変更交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、<u>内容</u>に変更が生じた場合 <u>(20%未満の減額を除く。)</u> <u>は、速やかに別記第2号様式を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 申請額内訳書(変更後)(別紙(1))</p> <p>二 事業実施予定表(変更後)(別紙(2))</p> <p>三 歳入歳出予算書抄本</p> <p>四 その他参考資料</p> <p>(略)</p> <p><u>(補助金の交付の条件)</u></p> <p>第9条 <u>補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。</u></p> <p><u>一 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。</u></p>	<p>岐阜県在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助金の変更交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、<u>申請額</u>に変更が生じた場合 <u>であって、当該変更にかかる申請を行う</u> <u>場合は、速やかに別記第2号様式を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 申請額内訳書(変更後)(別紙(1))</p> <p>二 事業実施予定表(変更後)(別紙(2))</p> <p>三 歳入歳出予算書抄本</p> <p>四 その他参考資料</p> <p>(略)</p> <p><u>(届出事項)</u></p> <p>第9条 <u>補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書により知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>一 住所又は氏名を変更したとき。</u></p> <p><u>二 その他知事が必要と認めたとき。</u></p>

二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

三 住所及び補助事業者名に変更があったときは、速やかに知事に届けること。

(略)

附 則（平成28年3月29日地医第628号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日医福第1215号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月24日医福第1020号）

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月19日医福第830号）

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

(略)

附 則（平成28年3月29日地医第628号）

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日医福第1215号）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月24日医福第1020号）

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。